

鍼灸賠償責任保険制度 導入校一覧

- 関東鍼灸専門学校
- 新宿医療専門学校
- 学校法人呉竹学園
- 東京医療福祉専門学校
- 東京衛生学園専門学校
- 東洋鍼灸専門学校
- 人間総合科学大学鍼灸医療専門学校
- 神奈川衛生学園専門学校
- 東海医療学園専門学校
- 明治国際医療大学
- 大阪行岡医療専門学校
- 明治東洋医学院専門学校
- 履正社国際医療スポーツ専門学校
- 森ノ宮医療学園
- IGL医療福祉専門学校
- 四国医療専門学校
- 国際東洋医療学院
- 育英メディカル専門学校
- 日本鍼灸理療専門学校
- 湘南医療福祉専門学校
- 日本医専(旧学校名:日本医学柔整鍼灸専門学校)
- 東京有明医療大学
- 九州看護福祉大学
- 北海道鍼灸専門学校
- 鹿児島鍼灸専門学校
- 日本指圧専門学校

万一事故にあわれたら…

「事故報告書」に、その時点で分かる範囲の情報をご記入いただいたうえで、取扱代理店までメールまたはFAXにてご連絡ください。「事故報告書」は、以下サイトに掲載しております。

<https://www.web-tac.co.jp/hariky-dousoukai>



お問い合わせ先

【取扱代理店】

**東京海上日動あんしん
コンサルティング株式会社**

【担当課】公務広域法人部

〒104-0033

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL: **03-4334-2555**

受付時間(平日9:00～17:00まで)

FAX: **03-4332-4014**

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【担当課】広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: **03-3515-4153**

FAX: **050-3385-6386**

受付時間(平日9:00～17:00)

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

同窓会(校友会)会員の皆様へ

鍼灸賠償責任保険制度

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険+総合生活保険(個人賠償責任補償))

**WEBで簡単に
お手続き!**

**訴えられたら
どうしますか!?**

美容鍼の
対人事故も
補償対象!

**柔道整復業務の補償を
オプションで
追加できます**

保険期間 2026年5月1日午後4時～2027年5月1日午後4時(1年間)

加入対象 鍼灸賠償責任保険制度導入校 同窓会(校友会)会員の方に限ります。

加入締切日 更新 2026年2月18日(水) 新規 2026年4月15日(水)

口座振替日 2026年3月27日(金)

中途加入の場合 毎月15日までに申し込みおよびお振込みいただいた場合、補償期間は翌月1日午後4時～2027年5月1日午後4時までとなります。
※2027年4月1日付の中途加入はできません。

加入方法 **WEB申込**: 鍼灸専門学校賠償責任保険制度サイトにアクセスのうえ、WEBにて加入手続きを完了してください。手続き方法詳細は「WEB手続きガイド」をご確認ください。
<https://www.web-tac.co.jp/hariky-dousoukai>

WEB申込はこちら



WEB申込の際、スマートフォンでのお手続きも可能ですが、PCでのお手続きですとよりスムーズにお申し込いただけます。

ご加入手続きの流れと方法

鍼灸賠償責任保険制度

商品説明P.2～3、7～11



インターネットでのお手続きとなります！

インターネット環境がない、メールアドレスがない等WEB手続きができない方は、ご加入いただけませんのでご注意ください。
書面によるご加入手続きは一切できません。

**新規に
ご加入**
を検討の 皆様

**2026年
5月1日**より
新規加入の場合

- 2月18日(水)**までに手続きした方
3月27日(金)より口座引落としとなります。
- 3月1日(日)以降 4月15日(水)**までに手続きした方
初年度は指定口座への振込となります。

毎月**1日**より
中途加入の場合

初年度は指定口座への振込となります。

**すでに
ご加入**
されている 皆様

口座登録済の方
口座振替日
3月27日(金)

重要

手続きがない場合、前年同等プランで自動更新
されます。
契約内容の変更・更新停止を希望される方は
2月18日(水)までにお手続きください。
*口座未登録の方は、口座のご登録が必要です。

保険料振込先／新規にご加入の方用(3月1日以降に手続きされた方)

三菱UFJ銀行 新丸の内支店 普通口座4789453
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

お願い

1. 振込人名の前に加入者番号をつけてください。
2. 振込手数料はご負担ください。

重要 加入者証について

WEB手続きした方は加入者さま専用ページが作成されますので、入金確認後加入者さま専用ページにてご確認ください。
詳細は「WEB手続きガイド」をご確認ください。口座引落としの場合、4月中旬頃ご登録のメールアドレスに加入完了のご連絡をしますので、加入者さま専用ページより加入者証をご確認ください。

ご加入後にご加入内容に変更があった場合・本制度を脱退される場合

「変更・脱退通知書」に該当項目を記入の上、締切日(毎月15日)までに取扱代理店までメール送付ください。「変更・脱退通知書」は、以下サイトに掲載しております。
<https://www.web-tac.co.jp/harikyu-dousoukai>

ご加入内容について

口座登録済の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度のパンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
申込サイトの入力事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、入力漏れ・誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。万一、誤りやご不明点等ございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

鍼灸賠償責任保険制度

1 補償内容

(詳細はこのパンフレットの後記「補償の概要」をご確認ください。)



**あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険および
総合生活保険(個人賠償責任補償)の団体契約です。**

この保険は裏表紙に記載の専門学校同窓会を保険契約者とし、同専門学校同窓会の会員を被保険者とするあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険及び総合生活保険(個人賠償責任補償)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。

基本プラン

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務の遂行による賠償事故に備えて*1

訪問・出張
鍼灸業務も対象!

美容鍼中の対人事故についても補償対象! ※仕上がり不良は対象外

被保険者または業務の補助者が日本国内で行った施術行為によって万一患者等他人の身体障害(死亡を含みます)または他人の財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金が支払われます。

●上記でいう施術行為には次のものを含みます。

①ご加入された先生の直接指揮管理下にある助手等が行った施術行為 ②常勤の施術院のみならず出張施術における施術行為

●ご注意

この保険制度(除く個人賠償責任保険)では加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみが被保険者となります。被保険者が施術院の開設者である場合、その施術院に勤務されているあん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師の方(使用人)や業務の補助者が行った施術行為(あん摩マッサージ指圧業務、はり・きゅう業務)に起因して被保険者(施術院開設者)が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、施術院に勤務されているあん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師や業務の補助者等が個人名で賠償請求を受けた場合は、被保険者以外の方の個人責任部分は、この保険の対象となりません。

*1. 事故が保険期間中に発見された場合に限り補償されます。

実際の事故事例はP.3をご確認ください。

基本プラン

施術施設の不備などが原因による賠償事故に備えて*2

訪問時の
自転車運転に起因する
賠償事故も対象!

施術施設(設備含む)の所有、使用、管理または当該施設の仕事(業務を除きます)の遂行に起因し保険期間中に発生した他人の身体障害もしくは財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金が支払われます。

*2. 保険期間中に事故が発生した場合に限り損害を補償します。

基本プラン

初期対応費用

施術行為や当該施設の不備などによるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険の保険金支払対象となるとと思われる事故が発生した場合、法律上の賠償責任の有無が十分判明しない初期段階であっても事故原因調査費用等、その事故の初期対応のために支出した社会通念上妥当と認められる所定の費用に対して保険金が支払われます。

基本プラン

日常生活での万一の不慮の賠償事故に備えて

住居の屋根瓦が落ちて
通行人にケガをさせた

自転車で誤って
人をはねた

飼い犬が他人に
噛み付いた

買い物で売り場の
高級商品を誤って壊した 等

『被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理』『日常生活に起因する偶然な事故(国内外問わず)によって他人の身体の障害、他人の財物の損壊または電車等の運行不能』『他人から預かった物・レンタル品等の受託品や宿泊施設内の動産を損壊または盗取』によって発生する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。

※保険期間中に法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に限りです。

※名誉毀損やプライバシーの侵害を理由とした損害賠償は補償されません。

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

①ご本人*3 ②ご本人*3の配偶者*4 ③ご本人*3またはその配偶者*4の同居のご親族*5 ④ご本人*3またはその配偶者*4の別居の未婚*6のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※ご本人*3が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)

*3. 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。(会員ご本人)

*4. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*7を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*5. 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*6. これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*7. 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

柔道整復業務オプション

柔道整復業務の遂行による賠償事故に備えて*8

被保険者または業務の補助者が日本国内で行った柔道整復業務の遂行によって万一患者等他人の身体障害(死亡を含みます)または他人の財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、保険金が支払われます。

(ご注意) 柔道整復業務オプションの被保険者は基本プランの被保険者のうち柔道整復師法に規定される柔道整復業務を行う有資格者となります。ただし、対象となる柔道整復業務は基本プランのはり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務と同一の場所で行うものに限りです。**お持ちの資格が柔道整復師資格のみの方はご加入できませんので、ご注意ください。**

*8. 事故が保険期間中に発見された場合に限り損害を補償します。このオプションをセットした場合には、上記「基本プラン」で補償対象となる業務に、日本国内において遂行される柔道整復業務も含めます。

2 お支払いする保険金の種類

（詳細はこのパンフレットの後記「補償の概要」をご確認ください。）

次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業損害 等
② 争訟費用	弁護士費用、仲裁、和解、調停に要する費用 等
③ その他	応急手当、護送等の緊急措置に要した費用、損害の防止軽減に要した費用 等
④ 初期対応費用 （あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険のみ）	対人事故の場合の被害者へのお見舞費用、事故現場の保存費用、写真撮影費用、事故原因調査費用、事故現場の取り片付け費用、担当者の派遣費用、通信費 等

3 損害賠償請求事例

事例1

50歳 男性

会社員



背部への刺鍼で脊髄を損傷し、後遺障害が残存したとして訴訟提起。

請求額 **3,500**万円

事例2

45歳 女性

税理士



気胸により長期の休業を要し、頑固なドレーン挿入部痛が残存したとして訴訟提起。

請求額 **3,900**万円

賠償請求を受けた場合、
弁護士や専門医等と連携しながらお客様をお守りいたします。

4 支払限度額

				加入タイプ			
基本プラン(柔道整復業務オプションなしプラン)				S	A	B	C
柔道整復業務オプションありプラン				W	X	Y	Z
支払限度額 (免責金額0円)	業務に基づく事故		1事故	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
			保険期間中	3億円	3億円	1.5億円	9,000万円
	業務施設等に基づく事故	対人	1名/1事故	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
		対物	1事故	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	初期対応費用		1事故	50万円 (ただし、この内枠で、対人事故見舞費用は1事故、被害者1名につき3万円が限度)			
	日常生活に基づく事故	対人・対物	1事故	国内:3億円 国外:1億円			

※支払限度額とは、事故が起こったときに保険会社がお支払いする所定の保険金の最高限度額をいいます。

5 掛金表

※学校別の加入者数(被保険者本人数)によって適用される団体割引が異なりますので、学校によって掛金が異なります。対象学校をご確認の上、掛金表をご確認ください。

対象学校		
●IGL医療福祉専門学校	●東京医療福祉専門学校	●明治国際医療大学
●育英メディカル専門学校	●東海医療学園専門学校	●明治東洋医学院専門学校
●新宿医療専門学校	●東京有明医療大学	●森ノ宮医療学園
●神奈川衛生学園専門学校	●東京衛生学園専門学校	●履正社国際医療スポーツ専門学校
●関東鍼灸専門学校	●日本医専(旧学校名:日本医学柔整鍼灸専門学校)	●日本指圧専門学校
●国際東洋医療学院	●人間総合科学大学鍼灸医療専門学校	●大阪行岡医療専門学校
●四国医療専門学校	●北海道鍼灸専門学校	●九州看護福祉大学
●湘南医療福祉専門学校		●鹿児島鍼灸専門学校

毎月の中途加入が可能です。締切日と補償開始月の関係、掛金の詳細は以下の通りです。
補償期間は補償開始日午後4時から2027年5月1日午後4時となります。

⚠️「加入手続き」と「掛金の振込」を締切日までに実施いただく必要があります。「掛金の振込」が締切日以降となった場合、翌々月からの補償開始となる可能性がありますので、ご注意ください。

■基本プラン(柔道整復業務オプションなし)

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	15,370円	12,590円	10,960円	9,580円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	14,120円	11,580円	10,080円	8,820円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	12,880円	10,560円	9,200円	8,050円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	11,620円	9,540円	8,310円	7,280円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	10,370円	8,520円	7,430円	6,510円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	9,130円	7,510円	6,550円	5,750円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	7,880円	6,490円	5,680円	4,990円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	6,620円	5,470円	4,790円	4,210円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	5,380円	4,450円	3,910円	3,450円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	4,130円	3,440円	3,030円	2,680円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	2,880円	2,420円	2,150円	1,920円

■柔道整復業務オプションあり

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Wタイプ	Xタイプ	Yタイプ	Zタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	24,610円	19,820円	17,120円	14,640円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	22,590円	18,200円	15,730円	13,450円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	20,580円	16,590円	14,340円	12,270円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	18,550円	14,960円	12,930円	11,070円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	16,530円	13,340円	11,540円	9,890円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	14,520円	11,720円	10,150円	8,700円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	12,500円	10,110円	8,760円	7,520円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	10,470円	8,480円	7,350円	6,320円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	8,460円	6,860円	5,960円	5,130円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	6,440円	5,240円	4,570円	3,950円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	4,420円	3,630円	3,180円	2,760円

※上記掛金には、保険料と制度運営費380円が含まれます。
※2027年4月1日付の中途加入はできません。

対象学校

- 東洋鍼灸専門学校
- 日本鍼灸理療専門学校

毎月の中途加入が可能です。締切日と補償開始月の関係、掛金の詳細は以下の通りです。
補償期間は補償開始日午後4時から2027年5月1日午後4時となります。

! 「加入手続き」と「掛金の振込」を締切日までに実施いただく必要があります。「掛金の振込」が締切日以降となった場合、翌々月からの補償開始となる可能性がありますので、ご注意ください。

■基本プラン(柔道整復業務オプションなし)

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	15,230円	12,450円	10,820円	9,440円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	13,990円	11,450円	9,950円	8,690円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	12,760円	10,440円	9,080円	7,930円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	11,520円	9,440円	8,210円	7,180円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	10,280円	8,430円	7,340円	6,420円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	9,050円	7,430円	6,470円	5,670円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	7,810円	6,420円	5,610円	4,920円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	6,560円	5,410円	4,730円	4,150円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	5,330円	4,400円	3,860円	3,400円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	4,090円	3,400円	2,990円	2,640円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	2,850円	2,390円	2,120円	1,890円

■柔道整復業務オプションあり

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Wタイプ	Xタイプ	Yタイプ	Zタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	24,470円	19,680円	16,980円	14,500円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	22,460円	18,070円	15,600円	13,320円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	20,460円	16,470円	14,220円	12,150円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	18,450円	14,860円	12,830円	10,970円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	16,440円	13,250円	11,450円	9,800円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	14,440円	11,640円	10,070円	8,620円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	12,430円	10,040円	8,690円	7,450円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	10,410円	8,420円	7,290円	6,260円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	8,410円	6,810円	5,910円	5,080円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	6,400円	5,200円	4,530円	3,910円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	4,390円	3,600円	3,150円	2,730円

※上記掛金には、保険料と制度運営費380円が含まれます。
※2027年4月1日付の中途加入はできません。

対象学校

- 学校法人呉竹学園

毎月の中途加入が可能です。締切日と補償開始月の関係、掛金の詳細は以下の通りです。
補償期間は補償開始日午後4時から2027年5月1日午後4時となります。

! 「加入手続き」と「掛金の振込」を締切日までに実施いただく必要があります。「掛金の振込」が締切日以降となった場合、翌々月からの補償開始となる可能性がありますので、ご注意ください。

■基本プラン(柔道整復業務オプションなし)

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	15,090円	12,310円	10,680円	9,300円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	13,860円	11,320円	9,820円	8,560円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	12,640円	10,320円	8,960円	7,810円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	11,410円	9,330円	8,100円	7,070円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	10,180円	8,330円	7,240円	6,320円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	8,960円	7,340円	6,380円	5,580円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	7,740円	6,350円	5,540円	4,850円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	6,510円	5,360円	4,680円	4,100円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	5,290円	4,360円	3,820円	3,360円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	4,060円	3,370円	2,960円	2,610円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	2,830円	2,370円	2,100円	1,870円

■柔道整復業務オプションあり

	補償開始日	締切日	保険期間 (補償期間)	Wタイプ	Xタイプ	Yタイプ	Zタイプ
新規・更新	5月1日	4月15日	1年	24,330円	19,540円	16,840円	14,360円
中途加入	6月1日	5月15日	11ヶ月	22,330円	17,940円	15,470円	13,190円
	7月1日	6月15日	10ヶ月	20,340円	16,350円	14,100円	12,030円
	8月1日	7月15日	9ヶ月	18,340円	14,750円	12,720円	10,860円
	9月1日	8月15日	8ヶ月	16,340円	13,150円	11,350円	9,700円
	10月1日	9月15日	7ヶ月	14,350円	11,550円	9,980円	8,530円
	11月1日	10月15日	6ヶ月	12,360円	9,970円	8,620円	7,380円
	12月1日	11月15日	5ヶ月	10,360円	8,370円	7,240円	6,210円
	1月1日	12月15日	4ヶ月	8,370円	6,770円	5,870円	5,040円
	2月1日	1月15日	3ヶ月	6,370円	5,170円	4,500円	3,880円
	3月1日	2月15日	2ヶ月	4,370円	3,580円	3,130円	2,710円

※上記掛金には、保険料と制度運営費380円が含まれます。
※2027年4月1日付の中途加入はできません。

6

補償の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険普通保険約款＋あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師特別約款	(1)日本国内において遂行される、被保険者または業務の補助者によるあん摩マッサージもしくは指圧、はりまたはきゅうの業務(「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に規定されるもの)に起因する他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 (2)施設の所有、使用または管理、または当該施設の用法に伴う仕事(施術行為を除きます)の遂行に起因して他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ※被保険者(補償を受けられる方)は、加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみとなります。	(1)被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 (2)引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 (3)他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 (4)事故が発生し、被保険者が損害防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 (5)引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (6)事故が発生した際に被保険者が負担する事故現場の保存費用、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用(対象となる費用の詳細はお問い合わせください。事前に引受保険会社の同意が必要となる費用もございます。) <保険金のお支払い方法> 上記(1)の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、(2)の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。 (6)については、1事故につき、被保険者が支出した費用の額を初期対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。ただし、この内枠において、見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合のみ支払対象となります)については1事故あたり被害者1名につき3万円を限度とします。	【業務危険(「保険金をお支払いする場合」(1))・施設危険(同(2))共通】 ●保険契約者、被保険者の故意 ●被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ●被保険者が所有、使用、または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●戦争、暴動、変乱、騒じょう・労働争議 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用または管理に起因する損害 ●サイバー攻撃に起因する損害または損失等【業務危険のみ】 ●名誉き損または秘密の漏えいに起因する損害 ●美容を唯一の目的とする業務における仕上がり不良 ●業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害 ●あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、またはきゅう師免許を有していない者が遂行した業務に起因する損害 ●被保険者または業務の補助者による次の行為に起因する損害 ア、故意また重大な過失により法令に違反して行った行為 イ、外科手術または薬品の投与もしくはその使用の指示 ●被保険者または業務の補助者が、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に行なった行為に起因する損害 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症及び上記に該当しないウィルス性肝炎の発生等【施設危険のみ】 ●施設の修理、改造、取壊し等の工事によって生じた損害 ●建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによって生じた損害等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
総合生活保険(個人賠償責任補償特約)	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入等 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

※補償の概要はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。).

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が既に他の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。二重に合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
柔道整復業務担保特約条項(オプション)	日本国内において遂行される、被保険者または業務の補助者による柔道整復業務(「柔道整復師法」に規定されるもの)に起因する他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。 ※対象となる柔道整復業務は、法令に定める所定の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、そのあん摩マッサージ指圧、はりまたはきゅうの業務と同一の場所で行う柔道整復師法に規定される柔道整復業務となります。	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ	(1)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ (2)法令に定める資格を有しない柔道整復師が行った業務に起因する損害

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険)ご注意事項

- (告知義務)(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務等)：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。
 - (通知義務)ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。
 - (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。
 - 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。
 - 加入内容変更をいただいでから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には念の為、連絡先の担当者にごの旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者(補償を受けられる方)にご説明いただけますようお願い申し上げます。
 - 保険金請求忘れのご確認について：継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は、2026年5月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
 - 加入締切日までにご加入の方のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当会は既にご提出いただいている加入依頼書に基づき、今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて自動更新となります。
- <補償の重複に関するご注意>
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

(事故が起きたときは)事故発生を知った場合は総合生活保険(個人賠償責任補償)の場合は直ちに、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険の場合は、ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故を発見したときは遅滞なく、次の事項その他必要な事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
①事故発生およびそれを知った日時・場所 ②被害者の氏名・住所 ③事故の状況 ④被害者から損害賠償請求を受けたときはその内容と金額 ⑤事故発見の日時(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険のみ)

(保険金請求の際のご注意)責任保険において被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(示談交渉サービス)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険には引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、予め御承知おください。なお引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(賠償金額の決定)賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては予め引受保険会社の同意が必要となります。

(保険会社破綻時の取扱い)引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで)補償されます。(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担するべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。(※)外国の法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

このパンフレットはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険、総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要をご紹介します。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししている保険約款になりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続き、その他ご不明の点があれば取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

総合生活保険(個人賠償責任補償)にご加入いただく皆様へ

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払する主な場合 ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） ☐ 保険期間
☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

○ サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

 **0120-708-110**

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート 自動セット 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

■暮らしの情報提供 午前 **10時**～午後**4時**

■税務相談 午後 **2時**～午後**4時**

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前 **10時**～午後**6時**

 **0120-285-110**

介護アシスト 自動セット お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前**9時**～午後**5時**

 **0120-428-834**

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご注意ください
(各サービス共通)

MEMO

Handwriting practice lines on page 13. The page contains 25 horizontal dotted lines for writing.

Handwriting practice lines on page 14. The page contains 25 horizontal dotted lines for writing.